

管理者の専決処分事項の指定について

(平成 28 年 12 月 26 日 議決)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 180 条第 1 項の規定により、管理者において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法第 96 条第 1 項第 12 号に規定するもののうち、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関するものであって、その目的の価額が 200 万円以下のもの。
- 2 法第 96 条第 1 項第 13 号に規定するもののうち、安芸広域市町村圏事務組合の義務に属する損害賠償の額を決定するものであって、1 件の金額が 100 万円以下のもの。